死亡届出後の手続について（概要）

詳細は、各担当課にお問い合わせください。（具体的な手続は各人により異なります）

１　死亡届をすると、戸籍に死亡の記載がされ、住民票は除票に、印鑑登録は廃止されます。
☆住民票の世帯主が死亡された場合は、死亡した人の配偶者、配偶者がいない場合は続柄の近い方か、その世帯の年長者を、世帯主とさせて頂いています。
その他の人を、世帯主とされる場合は、市民課に「世帯主変更届」をして下さい。

２　国民年金の手続【市民課　０７４５－７６－２００１】
◎　死亡一時金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に係る手続
○　対象者 国民年金に加入又は受給していた方
○　必要なもの
手続の内容によって添付書類が異なりますので、係までお問い合わせください。
※　その他の手続については、高田年金事務所（０７４５－２２－３５３１）が申請窓口になっていますので、直接お問い合わせください。
ご不明な点は、市民課・国民年金係までお尋ねください。

３　国民健康保険の手続【国保医療課　０７４５－７９－７５２８】
◎　資格喪失の届出。葬祭費の請求手続（被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った人に対して支給されます。）
○　対象者 香芝市国民健康保険に加入している方
○　必要なもの　①国民健康保険被保険者証（世帯全員分）
②印鑑（認印可）
③請求される方の預金通帳
④会葬礼状、葬儀費用の領収書等（喪主の方の氏名がわかるもの）
⑤個人番号（マイナンバー）のわかるもの

４　後期高齢者医療保険の手続【国保医療課　０７４５－７９－７５２８】
◎　資格喪失の届出。葬祭費の請求手続（被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った人に対して支給されます。）
○　対象者 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
○　必要なもの　①後期高齢者医療被保険者証
②世帯に国保加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証
③印鑑（認印可）
④請求される方の預金通帳
⑤会葬礼状、葬儀費用の領収書等（喪主の方の氏名がわかるもの）
⑥個人番号（マイナンバー）のわかるもの

５　福祉医療の手続【国保医療課　０７４５－７９－７５２８】
◎　資格喪失の届出、口座変更の届出
○　対象者　福祉医療制度を受給されている方
○　必要なもの　①医療証（重度心身医療制度加入者は必要ありません）
②振込先の口座のわかるもの
③個人番号（マイナンバー）のわかるもの

６　介護保険の手続【介護福祉課　０７４５－７９－７５２１】
◎　資格喪失の届出
○　対象者　介護保険被保険者証をお持ちの方
○　必要なもの　介護保険被保険者証

７　障害者手帳（身体・知的・精神）の手続【社会福祉課　０７４５－７９－７１５１】
◎　手帳返還の届出
○　対象者 障害者手帳所持者
○　必要なもの 障害者手帳、印鑑
◎　障 医療受給者証をお持ちの方は、別途、手続が必要です。（国保医療課）

裏面につづく

９　児童手当の手続【児童福祉課　０７４５－７９－７５２２】
死亡者が香芝市から支給されている受給者か児童のみ。
○　未支払の届出・額改定届・配偶者の新規認定
○　必要なもの　手続きの内容によって添付書類が異なりますので、お問い合わせください。

８　市税関係の手続【納税促進課・税務課　０７４５－７６－２００１】
今後の市税等の納めかたについては、各担当課にご相談ください。

市・県民税 →　　税務課
固定資産税 →　　税務課
市税の納付 → 納税促進課

◎軽自動車の名義変更などの手続き
軽自動車検査協会奈良事務所（050-3816-1845）

125cc以下のバイクについては税務課　にご相談ください。

１０　死亡届の記載事項証明書の交付について【市民課　０７４５－７６－２００１】
死亡届の記載事項証明書（死亡届の写しに市長が認証したもの）は、原則として国の法令によって提出が義務づけられている場合だけ発行します。（提出先１か所につき１枚）
１．　　発行できる例
① 遺族年金申請のため年金事務所及び共済組合に提出する場合。
② 郵便局の簡易保険（学資保険を含む）の受給手続きで「死亡届の記載事項証明書」を必要とする場合（一般の生命保険には発行できません）
※ 平成１９年１０月１日以降の㈱かんぽ生命との生命保険契約は、一般の生命保険契約の扱いになり、発行できません。
２．申請者
遺族年金・保険金を受け取る方が、提出を確認できる書類と本人確認できる書類、印鑑をお持ちのうえ、申請してください。

１１　その他（詳細は加入先、手続先にお問い合わせください）
１．市役所・勤務先等の関係で、死亡の手続が必要なところ
２．相続　相続開始を知ってから３か月以内に単純・限定承認又は放棄をする。
（限定承認・相続放棄をするときは、家庭裁判所の手続が必要）
遺言の執行（家庭裁判所・公証人役場）
相続登記　（司法書士・法務局）
法定相続情報証明制度の利用　（法務局）
３．相続により森林の所有者となられた方は届出が必要です。→農政土木管理課
４．相続により農地の所有者となられた方は届出が必要です。→農業委員会
５．生命保険・簡易保険
６．その他、本人が生前関係していたところで、死亡の連絡が必要なところ
電気・ガス・水道の使用者の名義変更、クレジットカード、ＪＡＦなど
（香芝市水道局　０７４５－７６－２３０１）
７．厚生年金を受給されていた方（年金事務所へご確認ください）
８．共済年金を受給されていた方（各共済組合へご確認ください）

【関係官公署】

大和高田年金事務所　　奈良県大和高田市幸町５－１１
０７４５－２２－３５３１
ねんきんダイヤル　０５７０－０５－１１６５（ナビダイヤル）
（一般的な年金の相談受付）　０３－６７００－１１６５（IP電話・PHSから）
奈良地方法務局 葛城支局　奈良県大和高田市西町１－６３
０７４５－５２－４９４１
奈良家庭裁判所 葛城支部　奈良県大和高田市大字大中１０１－４
０７４５―５３―１０１２
（高田公証人役場　奈良県大和高田市大字大中９８　０７４５－２２－７１６６）